

令和8年度一斉清掃の実施について

1. 目的

町民一人ひとりと町が手を携え、環境美化活動を自治会主導で行うことにより環境美化意識の高揚を図り、美しい快適な町を創ることを目的とし、5月・7月の年2回実施しています。

2. 主催

自治会等

3. 令和8年度清掃日予定

回数	第2週	第3週	雨天予備日
第1回目	5月10日(日)	5月17日(日)	5月24日(日)
第2回目	7月12日(日)	7月19日(日)	7月26日(日)

雨天等のため延期する場合

- ① 清掃日が第2週の自治会 → 第3週か雨天予備日のどちらかに延期
※2度の延期はできません。
- ② 清掃日が第3週の自治会 → 雨天予備日に延期

※雨天等で清掃を延期・中止をする場合は、前日の午後1時までにご連絡ください。

なお、当日の急な雨等でやむなく延期・中止をする場合は、対応が決まり次第必ず早島町埋立処分地(482-1104)に連絡してください。また、その場合は自治会内での中止連絡を周知徹底していただくようお願いします。

4. 主な清掃場所および清掃内容

- ① 道路及びその周辺における清掃・草刈り
- ② 公共用水路等における堆積土及び浮遊物の除去
- ③ 集会所及び公園等の公共用地における清掃、草刈り及び樹木の剪定

5. ごみの排出に関する留意事項

- ① 木や竹など長いものを処分する場合は、長さ100cm以内、直径10cm以内に切断してください。
- ② 家庭内のごみや庭木の剪定ごみの搬出はできません。
- ③ 各自治会で収集運搬車の誘導と積み込みをお願いします。

6. 一斉清掃での注意事項

- ① 一斉清掃では家庭ごみの収集はできません。今年度は、各自治会のご協力により、家庭ごみは含まれていませんでしたが、例年、自宅の庭木の剪定ごみや草等を出される方がおられます。家庭ごみはごみステーションに出すか、自己搬入、戸別収集を活用してください。
- ② 過去に、自治会から回収し埋立処分地へ搬入されたごみから、煙が発生する事例がありました。早期に発見・消火し確認したところ、タバコの吸い殻が原因であることがわかりました。各自治会での清掃作業の際は、火の取り扱いに十分注意してください。
- ③ 一斉清掃では収集運搬車の誘導及び積込作業は自治会の方へお願いしています。ごみの集積場所に自治会の方が待機していない為、収集できないことがありましたので、集積場所には自治会の方が待機するようご協力よろしくお願いします。

7. その他

- ① 草刈機など機材貸出のお申込みをして頂いたら、機材をご用意しますが、保険加入や燃料は、各自治会で準備をお願いします。
- ② 一斉清掃実施の案内、実施要領、清掃報告書等の資料については、3月上旬に自治会長様宛に送付させていただきます。
- ③ 昨年度まで配布していた「スミチオン」は、一般用医薬品第2類に区分され、関係法令（薬機法）の改正により、許可を受けた店舗において薬剤師等による対面での販売・譲渡が義務付けられたため、町からの配布ができなくなりました。そこで、今年度から代用品として、医薬部外品の「スミスリン」を配布いたします。

スミスリンは従来品より単価が高く、予算に限りがあるため、自治会内で必要数を精査して注文していただき、一斉清掃をした公共用地等に限り使用してください。また、使用及び保管については、各自治会で適正に管理してください。

スミスリンの注文書は、第1回清掃報告書内に記載欄がありますので、必要数をご記入の上、提出してください。スミスリンの配布は、環境上下水道課の窓口で行いますので、取りに来てくださいますようお願いいたします。

問い合わせ先 環境上下水道課 TEL：086-482-0617

担当：寺見・平松